

平成 29 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 9月定例会付託案件 1
- 1. 所管事務調査 2 3

平成 29 年 10 月 16 日 (月曜日)

総務委員会会議録

君

平成29年10月16日 月曜日

午前10時00分開議

午後 1時04分開議（実時間155分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第72号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分）
1. 議案第77号・八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
1. 議案第78号・八代市いじめ調査委員会設置条例の制定について
1. 陳情第6号・金剛コミュニティセンター早期改築について
1. 陳情第8号・国会に憲法改正の早期実現を求める意見書の提出方について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

（八代市地域公共交通再編実施計画の概要について）

（第2次八代市総合計画の検討状況について）

○本日の会議に出席した者

委員長 前川祥子君
副委員長 村川清則君
委員 大倉裕一君
委員 橋本隆一君
委員 古嶋津義君
委員 村上光則君
委員 村山俊臣君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	岩本博文君
財務部次長	松村浩君
財政課長	尾崎行雄君
財政課公有財産運用推進係長	上村勝一君
総務部長	水本和博君
人事課長	白川健次君
市民環境部長	國岡雄幸君
人権政策課長	澤田宗順君
企画振興部長	宮村明彦君
企画政策課長	田中孝君

○記録担当書記

岩崎和平君

（午前10時00分 開会）

○委員長（前川祥子君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第72号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分）

○委員長（前川祥子君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第72号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等、及び歳出の第2款・総務費について、財務部より説明願います。

○財務部長（岩本博文君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部、岩本でございます。

それでは、議案第72号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第4号の歳入及び歳出での総務費につきまして、松村財務部次長より説明をいただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○財務部次長（松村 浩君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部、松村でございます。よろしく願いします。

それでは、座らせていただきまして、説明をさせていただきます。

それでは、別冊となっております議案第72号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第4号をお願いします。先ほど説明がありました、表紙の（第3号）を（第4号）に見え消し修正してあるものでございます。

総務委員会付託分につきまして説明をいたします。

1ページをお願いします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で、歳入歳出それぞれ5億1070万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ682億7050万円といたしております。

第2条では繰越明許費を、第3条では債務負担行為の補正を、第4条では地方債の補正をお願いしておりますが、内容は4ページに記載していますので、4ページをお願いいたします。

まず、第2表・繰越明許費では、庁舎解体等事業（地震災害関連）としまして、限度額を9614万6000円と定め、繰越明許費の設定を行っております。

これは、本庁舎の隣にあります別館等の解体工事及び別館と本庁舎のアスベスト除去工事において、年度内の完了が見込めないことによるものでございます。なお、完了は6月末を予定しております。

次に、第3表・債務負担行為補正では、2件の追加を行っております。

まず、仮設倉庫リース経費としまして、期間を平成30年度から平成33年度まで、限度額を502万6000円に設定しています。

これは、本庁舎や別館、倉庫などの解体作業を進めるに当たり、各施設内に入っている物品等の保管場所としてコンテナ4基を使った仮設倉庫を仮設庁舎前の駐車場の一角に設置するものでございます。

次の、八千把小学校スクールバス運行业務委託としまして、期間を平成29年度から平成34年度まで、限度額を1628万7000円に設定しています。

これは、八千把小学校浜分校が、平成30年4月から八千把小学校に統合を予定されており、統合に当たり児童送迎用のスクールバスを運行するに当たり、4月からの運行业務委託を行うには、本年度内に契約する必要がありますことから設定するものでございます。

次に、第4表・地方債補正は、歳出予算の補正に伴い、地方債の限度額の変更を行うものでございます。

まず、土地改良事業では、補正前の限度額1億6650万円に310万円増額し、補正後の総額を1億6960万円に変更しております。

次の、社会体育施設整備事業では、補正前の限度額5460万円に750万円増額し、補正後の額を6210万円に変更しております。

また、災害復旧事業では、補正前の限度額2億1800万円に1億4070万円増額し、3億5870万円に変更しております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、これまでと同じでございます。

詳細につきましては、11ページの歳入、款21・市債のところで、改めて御説明いたします。

続きまして、歳入を説明いたします。

8ページをお願いします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で3

925万3000円を計上しておりますが、これは今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款13・使用料及び手数料、項1・使用料、目6・土木使用料、節3・都市計画使用料で66万円を計上しております。

これは、別館等の解体工事におきまして、現在の公用車駐車場が使えなくなることから、図書館横の駐車場とプレハブ仮設庁舎の西側にあります、通称堀端駐車場の一部を公園利用以外の目的で使用するための公園占用料でございます。

次に、款14・国庫支出金、項1・国庫負担金、目3・災害復旧費国庫負担金、節1・公共土木施設災害復旧費負担金で773万7000円を計上しております。

これは、6月の梅雨前線豪雨により被害を受けました坂本地区の市道今泉・袈裟堂線ほか2路線の路肩崩壊に係る災害復旧事業費1160万円に対する国からの道路橋梁施設災害復旧費負担金でございます。

9ページをお願いします。

項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として577万円を計上しております。

これは、マイナンバーカード等に旧姓の併記を行うための住民基本台帳システムの改修に対して10分の10の補助率、492万5000円が補助されるものです。

また、社会保障・税番号制度において、国や地方自治体等との情報連携を行う情報提供ネットワークシステムのデータ標準レイアウトが変更されることに伴い、本市においても基幹システムと総合福祉システムの改修が必要となりますことから、その経費に対して3分の2補助の84万5000円が補助されるものです。

次の、目2・民生費国庫補助金で1356万9000円を計上しております。

節1・社会福祉費補助金の396万3000円は、まず、障害者自立支援給付支払等システム改修補助金としまして、平成30年4月施行の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の制度改正に伴うシステム改修に対して補助される48万6000円と、次の地域介護・福祉空間整備等交付金としまして、築添町にあります有料老人ホームおれんじがスプリンクラーや消火ポンプユニットを整備する経費に対して補助される347万7000円でございます。

次に、節2・児童福祉費補助金の960万6000円は、放課後児童クラブに対する国の補助単価の改正や県の補助制度の見直しにより事業費が増加することに伴い、追加して補助される子ども・子育て支援交付金でございます。

次の、目4・土木費国庫補助金、節3・住宅費補助金で、2432万円を計上しております。

このうち、アスベスト実態調査事業補助金の1772万円は、民間建築物のアスベスト対策として、今回、新たに小規模な建築物についても対策が必要とされたことから、対象物件の実態把握調査に対して補助されるものです。

次の、老朽危険空き家等除却促進事業補助金660万円は、老朽化し危険な状態で放置された老朽危険空き家の除却改善を促進するため、解体工事費に対して一部補助されるもので、当初予算におきまして40件分を見込んでおりましたが、申し込み件数が増加していることから、さらに22件分を追加するものです。

次に、款15・県支出金、項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管理費補助金、熊本地震復興基金交付金で7960万円を計上しています。これは、県の交付要綱に基づき実施する事業に対して補助されるもので、今回の補正で2事業を予定しています。

ここで、大変申しわけございませんが、熊本地震復興基金について、県の説明会が10月4

日に行われており、資料を今回お配りしておりますので、そちらのほうをまず説明をさせていただきますと思います。事前にお配りしております、議案第72号関係資料という、ちょっと分厚目の資料をお持ちでしょうか。

1枚めくっていただいた、別紙1、横長の、資料の表題は、H28熊本地震復興基金の予算化状況と今後の配分方針となっております。

この復興基金は、県に対して昨年度、特別交付税で510億円と宝くじ交付金で13億2000万円が配分されたことにより、それを原資として創設されたものでございます。

表の左側、基本事業分として、県内統一ルール分として53事業、約373億円が予定されており、そのうち、市町村分として、被災市町村が実施する事業に対して、財政負担の軽減を図るため、36事業が実施されることとなっているところです。

このうち、本市におきましては、表中、四角で囲み、6補と示している4事業が6月補正で既に予算化した事業であり、9補と示しております2事業が今回の補正予算に提案している事業でございます。

なお、各事業の詳細につきましては、次ページ以降に、それぞれの事業の支援内容等、記載しておりますが、こちらを説明しますと時間が長くなりますので、後ほど、お配りした資料をごらんいただければというふうに思います。

以上で、こちらのほうの資料の説明を終わりました、補正予算書に戻っていただきまして、9ページをお願いいたします。

下の表、目1・総務費県補助金の熊本地震復興基金交付金は、ただいま説明しました基金を活用した基本事業でございまして、今回の補正で、被災者転居費用等助成事業と被災宅地復旧支援事業の2事業をお願いしているものでございます。

まず、被災者転居費用等助成事業に2960

万円を予定していますが、これは、熊本地震による被災世帯が、仮住まいの住居から恒久的な住居に移転する場合において、引っ越しに要する経費や、民間賃貸住宅に入居する場合の敷金、礼金を助成するものでございます。

2つ目の被災宅地復旧支援事業に5000万円の追加を予定していますが、これは、熊本地震で被災した宅地のうち、原則として宅地耐震化推進事業などの公共事業の対象とならない宅地について、被災者等が施工する宅地復旧工事等に対する助成でございますが、6月補正に6件相当分を予算化しておりましたが、相談件数が増加していることから、今回の補正予算に15件分を追加し、年度内に21件分の復旧を予定するものでございます。

次に、目2・民生費県補助金に1034万6000円を計上しています。

節1・社会福祉費補助金の74万円は、平成29年度から改正社会福祉法が施行され、法人制度が大幅に見直されたことから、円滑な法人運営を支援するため、研修会等の開催等に対して補助される社会福祉法人支援事業補助金でございます。

次の節2・児童福祉費補助金960万6000円は、先ほど国庫補助金で説明しましたように、放課後児童クラブに対する国の補助単価の改正や県の補助制度の見直しに伴い、県の負担分として補助される放課後児童健全育成事業等補助金でございます。

10ページをお願いします。

目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で1億631万6000円を計上しております。

内訳は、説明欄の上から、まず、中山間農業モデル地区支援交付金700万円は、中山間地域を総合的に支援するため、中山間地のモデル地区が策定したビジョンに基づき基盤整備や施設整備等に対して補助されるもので、モデル地

区には坂本町の鶴喰地区を予定しております。

次の、経営体育成支援事業補助金6145万8000円は、7月4日の台風3号により被災した中心経営体の農業経営の改善に必要な支援を行うもので、被災したハウスを復旧する際の融資残について補助されるものです。

次の、台風被害復旧対策事業補助金の2538万7000円は、先ほどと同じく、7月4日の台風3号により被災した園芸農家の経営再建に向けた取り組みへ緊急支援を行うもので、ソフト事業としまして、土壌病害対策や病害まん延防止等対策などの取り組みに対する補助金、また、ハード事業として、倒壊や破損したハウスの復旧に要する費用に対する補助金で、経営体育成事業と重複しないよう支援するものでございます。

次の、地域特産物産地づくり支援事業補助金の46万9000円は、茶の栽培において、生育の促進や霜による被害を防ぎ、収穫の促進や安定生産を図るために、栽培農家がトンネル被覆資材の導入に要する経費に対して補助されるものでございます。事業主体はJAやつしろ茶業部会で、受益戸数は泉地区の4戸、受益面積は30アールでございます。

次の、熊本県農業農村整備事業補助金の150万円と次の農地耕作条件改善事業補助金の500万円は、農業の競争力強化に向けて、農地中間管理機構による担い手への農地の集積、集約化を加速するため、従来の農地、農業水利施設等の整備に加え、農業者の自力施工も活用した農地の区画拡大や暗渠排水路等の耕作条件の改善に対して国と県から補助されるもので、補正の内容は鏡町の下村、内田地区で実施する排水路改修工事でございます。

次の、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金の436万円は、土地利用型農業の競争力強化を図るため、経営体の育成を目的とし、地域営農組織等における規模拡大や新技

術の導入に必要な農業機械、設備の整備を支援するために補助されるもので、今回は、農地集積化による面積の増加に対応するため、コンバイン1台の導入に対する補助金でございます。

最後の、飼料用米等利用拡大支援事業補助金114万2000円は、飼料用米の給与量、給与方法の検討、価格低減を図るため、粳米サイレージ調整技術の習得及び技術向上への支援や粳米サイレージの給与実証支援に要する経費に対して補助されるもので、補正の内容は、八代ワラ収集組合が実施主体となり、粳米サイレージ製造に係る資材費の購入、粳米サイレージを与えた牛の記録観察などの実証に対する補助金でございます。

次に、目8・災害復旧費県補助金、節1・農林水産業施設災害復旧費補助金に3313万9000円を計上しています。

まず、農業施設災害復旧費補助金の136万5000円は、6月の梅雨前線豪雨で被害を受けました坂本町の百済来上地区排水路の災害復旧工事費210万円に対するものでございます。

次の、林道施設災害復旧費補助金の3177万4000円は、同じく、6月の梅雨前線豪雨で被害を受けました泉町の林道菊池人吉線ほか1路線の災害復旧工事費5054万1000円に対するものでございます。

次に、目9・商工費県補助金、節1・商工費補助金に100万円を計上しております。これは、泉地域の観光施設の一つであります、せんだん轟公園の県道から轟の滝へと向かう遊歩道の一部補修に対して補助される熊本県癒しの森整備支援事業補助金でございます。

次の、款18・繰入金、項1・基金繰入金、目6、節1・ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金の770万円は、八千把小学校浜分校が平成30年4月から八千把小学校に統合される予定であることから、児童の通学に必要な29人乗りのスクールバス1台の購入に対して繰り

入れるものでございます。

11ページをお願いします。

款19、項1、目1、節1・繰越金で2999万円を計上しております。これは、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款21、項1・市債、目4・農林水産業債、節1・農業債の310万円は、先ほど県補助金で説明しました鏡町の下村、内田地区の排水路の改修工事に係るもので、事業費から補助金を差し引いた額の充当率90%でございます。

次の、目8・教育債、節3・社会教育債で750万円を計上いたしております。これは、熊本地震で被災しました総合体育館と東陽スポーツセンターの改修工事に係る市債で、事業費に対し充当率95%でございます。

次に、目9・災害復旧債に1億4070万円を計上しています。

節1・その他公共・公用施設災害復旧債の1億1650万円は、熊本地震で被災しました庁舎の解体に係るもので、今回は、別館や倉庫の解体工事費などの市債対象事業費に対して100%の一般単独災害復旧事業債を予定しています。

次の、節2・農林水産業施設災害復旧債で2060万円を計上しております。

まず、農業施設災害復旧事業の60万円は、先ほど県補助金で説明しましたように、6月の梅雨前線豪雨で被害を受けました坂本町の百済来上地区排水路の災害復旧工事費に対する市債で、起債対象事業費から県補助金を除いた額の90%でございます。

次の、林道施設災害復旧事業の2000万円は、これも先ほど県補助金で説明しましたように、6月の梅雨前線豪雨で被害を受けました泉町の林道菊池人吉線ほか1路線の災害復旧工事費などに対する市債で、起債対象事業費から県補助金を除いた額の90%などでございます。

次の、節3・公共土木施設災害復旧債の360万円は、これも先ほど国庫負担金の説明で申し上げました坂本地区の市道今泉・袈裟堂線ほか2路線の路肩崩壊に係る災害復旧工事に係る市債で、起債対象事業費から国庫負担金を除いた額の100%でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

12ページをお願いします。

款2・総務費、項1・総務管理費、目4・財産管理費に1億2383万2000円を計上いたしております。

歳出の内容を説明します前に、解体のスケジュールにつきまして、簡単ではございますが、御説明をします。

お配りしております、先ほどの資料の一番最後のページをごらんください。一番最後の、別紙2というふうに書いております。横の、棒グラフみたいなのがついているかと思えます。ありましたでしょうか。

記載しております内容欄の一番上、解体工事（別館他）となっておりますのは、本庁舎北側にあります別館の基礎部分を除いた部分や倉庫、車庫の解体工事と、別館及び本庁舎のアスベスト除去工事でございます。期間としまして来年の1月から6月までの工期を予定しております。

次の、解体設計委託（本庁他）は、本庁舎等の解体に当たり、周辺への騒音など環境対策等の配慮が必要となりますので、本庁舎と別館の基礎部分の解体設計を12月から4カ月間を予定しております。

この2つの部分が今回の補正予算にお願いしている第1段階の解体スケジュールになります。

次の、解体工事（本庁舎他）は第2段階に係る工事でございます。先ほどの解体設計終了後に、本庁舎と別館の基礎部分の解体工事として、来年7月から6カ月間を予定しているところ

ろでございます。

このスケジュールに基づき、今回、第1段階に係ります予算をお願いしているもので、申しわけございませんが、予算書のほうに戻っていただきたいと思っております。

12ページの目4・財産管理費の庁舎解体等事業（地震災害関連）は、熊本地震で被災しました本庁舎及び別館等を解体するための経費でございまして、先ほど資料で説明しましたように、別館の基礎、くいを除いた建物部分及び別館横の倉庫、スレート小屋等の解体工事と本庁舎及び別館のアスベスト除去工事に9264万6000円、その工事の監理業務委託として350万円を計上しております。

この別館解体工事及びアスベスト除去工事と工事監理業務委託につきましては、年度内の完了が困難なことから繰越明許費を設定しております。

また、別館横の倉庫やスレート小屋等を解体することにより、これまで保管していた機材等の保管場所を確保するため、コンテナ4基による仮設倉庫を設置するためのリース料として59万9000円を、あわせて、解体工事に支障を来さないように、現在、本庁舎敷地内にあります公用車約100台分を移動するために新たに駐車場を確保するための経費として174万1000円、解体工事を実施する前に本庁舎及び別館等の不用物を処分するため不用物処分委託に590万6000円を計上しています。

なお、仮設倉庫リース料につきましては、複数年の契約となりますので、債務負担行為をあわせて設定をいたしております。

このほかに、第2段階として予定しております本庁舎及び別館の基礎、くい部分の解体工事の実施設計業務委託費に1944万円を計上しております。

なお、特定財源としまして、市債1億1650万円を予定しております。

次の、目6・情報推進費に、基幹システム運用事業としまして48万円を計上しています。

これは、社会保障・税番号制度において、国や地方自治体等との情報連携を行う情報提供ネットワークシステムのデータ標準レイアウトが変更されたことから、基幹業務システムの改修に要する経費を補正するものでございます。

なお、特定財源としまして、国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金31万9000円を予定しております。

次に、項3、目1・戸籍住民基本台帳費に、番号制導入事業として492万5000円を計上しています。

これは、国における男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取り組みとして、マイナンバーカード等への旧姓の併記など、記載事項の充実が進められておりますことから、住民基本台帳システムの設計及び開発に係る委託料でございまして。

なお、特定財源としまして、全額、国庫支出金を予定しております。

以上で、当委員会に係る補正予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。どなたか質疑ございませんか。

○委員（橋本隆一君） 款14の国庫支出金の中の目4・土木費国庫補助金の中の老朽危険空き家等ですね、申請者がふえたということなんですけれども、そもそも、その主たる申請者はどのような方が申請者になるのか。それと、申請者等がない場合ですね、地域の方から、明らかに危険家屋と思われるけれども、どう対応しているのかわからないという質問というか、要望、相談があるんですけど、そのような場合はどう対応しているのかが、ちょっと御説明いただければと思います。（「歳出じゃな

い」と呼ぶ者あり)ここでの審議に当たらない。(「と思いますよ」と呼ぶ者あり)それだったら、内容に関してのことですので、では、済みません。取り下げます。

○委員長(前川祥子君) 橋本隆一委員、よろしいですか。

○委員(橋本隆一君) では、今の質問は、この審査には当たらないということですので、取り下げます。

○委員長(前川祥子君) はい、わかりました。

ほかにございませんか。

○委員(大倉裕一君) 歳入のほうで、済みません、総務委員会、久しぶりなもので、不勉強なところもありますが、教えていただければと思うんですが、地方交付税の3925万3000円に対して、補正予算の一般財源ですということでお話しをされたんですが、この3925万3000円、どういう形で収入として入ってくるのか。もともと、これがあつたお金なのかどうか。今回、国から来たのか、それとも、もともと当初の中に来つたのか、ちょっと、そのあたりが私自身わかりませんので、どういうお金の流れになっているのかというところを教えてくださいたいと思います。

○財務部次長(松村 浩君) ただいまの大倉委員の御質問でございますが、基本上、この予算の中に一般財源として、どのような形で入れているのかというふうなお答えでよろしいですかね。

一応、地方交付税につきましては、御存じのとおり、普通交付税と特別交付税がございますが、普通交付税につきましては、例年7月ごろに総額のほうが一応確定します。途中で変更される場合もありますが、一般的には7月に確定されるということになります。その確定した後に、当初予算、6月補正予算にそれぞれ地方交付税を一般財源として出していますけれども、

当然、その交付された分に対して余裕がある場合に、その余裕している分を補正する額の一般財源に必要な分を出していくということで、こちらについては普通交付税で既に入っている分という形になります。

ただ、特別交付税につきましては、12月のルール分と3月、翌年の3月に交付が確定しますので、当初予算では約12億円という予定を立てまして予算には上げています。ですので、そちらのほうはまだ確定しておりません。

ただ、昨年、災害復旧関連事業とかで特別交付税ということで予算を計上した、その結果、予想どおりに来なかったというのがありましたので、この特別交付税につきましては、基本的に災害等の経費が算入されるわけですが、100%来るかどうかというのは、はっきりわからないので、そちらにつきましては、また年度末等での調整等が必要になる場合が出てくることもあるかというふうに思います。

以上でよろしいでしょうか。

○委員(大倉裕一君) 地方交付税に対しては、理解をさせていただきます。

また、同じく補正予算の一般財源ということで、繰越金2990万円についてもお話しをされたと思います。同じように、この2990万円がどこから生まれたのかというところをお聞かせいただければと。

○財務部次長(松村 浩君) 大変申しわけございませんでした。確かに、繰越金も一般財源と説明をいたしました。

繰越金につきましては、前年度決算におきまして実質収支というのが出てきます。要は、前年度で使わなかったお金ですね、そちらのほうを翌年度に繰り越して持ってきているということで、それが繰越金ということになります。ですので、繰越金に予算を上げる場合には、決算認定はまだですけれども、現時点で出ております決算額で出ております実質収支に対して、今

まで予算に計上してきた繰越金の総額に対して余裕がある場合には、その繰越金として予算を上げるということで、こちらについては、もう既にお金があるものを予算上の不足する場合の一般財源として随時出していくという形になります。

○委員長（前川祥子君） 大倉委員、よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 2999万円については、予算の執行残というような形で生まれたんですかね。そこを御説明いただけますか。

○財務部次長（松村 浩君） 確かに、前年度の歳入と歳出の差でございますので、昨年使わなかった余っているお金ということになりますので、そういった不用額だとか、歳入が見込みより多く入ってきたとか、そういった関係での収支が出た分になりますので、余ったお金といえば余ったお金という解釈でも間違いじゃない。

○委員（大倉裕一君） 済みません。余ったお金と言ったら、ちょっと響きがあれなんですけど、不用額という、執行残、何と言ったらいいんですかね。入札とか、そういったところがありますので、そういったところで差額が出ていったというようなところもあるかなというふうには理解をするんですが。

例えば、その残額について、今回は繰越金というような形で翌年度予算への反映をされているわけですが、年度内で執行するということはふさわしくないんでしょうか。この29年度内で2990万を使ってしまうということは適当ではないということになりますかね。そこはどのようにお考えですか。

○委員長（前川祥子君） 執行部は、いかがでしょうか。

○財政課長（尾崎行雄君） 財政課の尾崎です。お世話になります。

今回はですね、事業の一般財源分が歳入のほ

うが足りない分をですね、繰越金で見たということで、28年度で余ったお金が繰越金として29年度に入ってきた分から、29年度中に執行する分に財源として充てますよということで、今回、繰越金は計上いたしております。

○委員（大倉裕一君） 勘違いしておりました。もう既に、繰り越しというか、その差額の分を財源として取り扱っているという見方でよかったですね。失礼しました。

○委員（大倉裕一君） もう一つ、済みません。歳入の繰入金のほうで、ふるさとやつしろ元気づくり応援基金から770万円の繰り入れになっているんですが、基金の残額としてはどれぐらい、まだ残っているものなのでしょうか。

○委員長（前川祥子君） 執行部は、どなたか。

○財政課長（尾崎行雄君） お世話になります。

28年度末でですね、約1億3200万、基金残高がございます。よろしいでしょうか。

○委員（大倉裕一君） この繰入金、基金の見通しという点では、どのような見解をお持ちでしょうか。

○財政課長（尾崎行雄君） 本年度につきましてもですね、基金が現在、10月の中旬現在なんですけども、約6000万ほど、今、基金が寄せられておまして、これから年末に向けてですね、ますますふえていきますものの、昨年がですね、やはり総額が2億4000万ほど寄附金あったんですけども、その10月末現在でですね、約1億ほど、もう既に来てたということで、昨年より若干ですね、少ない、今、寄附金の状況でございます。

よろしいでしょうか。

○委員（大倉裕一君） その基金の残額、1億3200万円という部分についての見通しという分は、いかがですかね。ちょっと歳入の分が

あるので、不透明な部分がありますとおっしゃるのか。そのあたり、どのようにお考えでしょうか。

○財政課長（尾崎行雄君） 現在の活用状況から見ますとですね、28年度末、同額もしくはですね、それ以上の基金の残高になるのではないかというふうには見込んでおります。（委員大倉裕一君「また決算で」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（古嶋津義君） 12ページ、歳出のところ、庁舎解体等事業についてですが、先ほど、スケジュール等についても説明がございましたが、本庁舎別館につきましてアスベスト調査が4月から7月まで行っていたというふうに認識しておりますが、特に、このアスベストに関しましては、解体に際しまして、その除去作業を行うときに飛散防止の対応が必要になるというふうに考えておりますが、その辺の調査はもう済んでいて、報告があっているのでしょうか。

○財政課長（尾崎行雄君） 既に調査を終わっておりますので、飛散防止対策を講じた上で除去工事を実施する予定でございます。（委員古嶋津義君「はい、了解です」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（村上光則君） 9ページの、先ほどの橋本委員のあれですが、老朽危険家屋の除却促進ですが、これは、これまでに何件ぐらい申請があつて、1年にどのくらい進んでいるのでしょうかね。

○委員長（前川祥子君） どなたか、執行部、答えられる方はいらっしゃいますか。

○委員（村上光則君） これまでに何件ぐらいありますか。そして、1年には何件ぐらいしよんなつか。

○財政課長（尾崎行雄君） 申しわけございま

せん。ただいまですね、過去の分についての実績がですね、手元にございませんで、後ほどお知らせしたいと思いますが、よろしゅうございませうでしょうか。

今年度は、当初で40件しまして、今回ですね、補正で22件分、合わせて62件分は実施可能ということで、ただ、過去の記憶をたどりますと、今回が多分、一番多い件数を対応できるんじゃないかというふうに思っております。

○委員（村上光則君） ことは20件ふやすということだったですかね。

○財政課長（尾崎行雄君） 今回、22件ふやしまして、トータル62件を執行予定でございます。（委員村上光則君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） 村上委員、後でまた詳しいところはよろしいですか。

○委員（村上光則君） はい。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 庁舎解体のほうでお尋ねになりますけど、済みません、基本的な、本庁と別館というふうに表示をされているんですが、その定義というか、位置づけの部分、その部分をお知らせというか、御説明いただければと。

○財務部次長（松村 浩君） 大変申しわけございません。一応、本庁舎と言っておりますのは、5階建ての大きい建物を一応、本庁舎と言っています。その北側にありました別館、下水道課とか水道局とか入っております2階建ての元消防署ですね、あの部分を一応、別館というふうに位置づけております。その並びで、西のほうに倉庫があつて、段を下っていったから車庫、スレートの車庫とかありますですよ、横一列に、別館から西側に向かつて。そちらのほうを一応、今回、解体工事をする場所ということで、本体は基本的にはアスベスト除

去、本庁舎は、今回はアスベストの除去工事だけしか本庁舎はさわらない。別館のほうは、アスベストの除去もして、なおかつ壊す。ただ、基礎部分は残ると。基礎部分は今回、文化財調査とかもあるものですから、そういった関係で上の部分だけを壊すというふうな区分けも一応しておりますが、御理解いただけましたでしょうか。

○委員（大倉裕一君） 理解をいたしました。

旧消防署ですかね、の後に入っておられた局が、課か、あったと思うんですが、そちらの建物はもう今回はさわられない。

○財務部次長（松村 浩君） 一応、そちらのほうは、先ほどで言いますと、別館という取り扱いになりますので、ということですね。その別館のほうは今回、解体を行うということになります。（委員大倉裕一君「ああ、向こう側が別館か。済みません、済みません」と呼ぶ）はい。

○委員（大倉裕一君） わかりました。

それで、済みません。不要処分代で590万ですかね、と新しく保管庫としてプレハブ4個というふうに話をされたんですが、その根拠となる部分、なぜ4個、その4個のプレハブ、何平米のプレハブ、何坪のプレハブは何個、4個なのか、そこもお聞かせいただきたいと思うんですが、不要分の処分業務が委託ということで590万出とととですけど、不要分がどれだけあるのかというのをどういうふうに判断されているんでしょうか。

○財政課公有財産運用推進係長（上村勝一君）

財政課の上村です。よろしく願いいたします。

一応、本庁舎、そして別館、倉庫ですね、こちらのほうは2回ほど、専門の業者さんのほうと、本庁舎内、別館内、確認しまして、不要物が紙類、そして物品類、什器類ですね、そういったやつがございましたので、一応2回ほど回

らせてもらって、物品関係のほうは産業廃棄物、そして紙のほうが一般廃棄物ということでの処理のほうの見積もりちょうことですね、数量あたりも専門業者のほうに確認していただきまして、紙類のほうは大体、約108トン、そして什器類ということで机、椅子、キャビネット類のほうは18トンということで処分内容として見積もりのほうをいただいて、補正予算として計上させていただいています。

以上です。——済みません。

倉庫のですね、面積のほうになります、大体、1個、建築現場とかにありますプレハブの事務所的なやつになりまして、4坪程度の大きさになりまして、それを4個、仮設庁舎の駐車場の南側のほうに設置するような形で計画のほうをしているところでございます。

以上です。

○委員長（前川祥子君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 急に数字を出されてもですね、頭の回転が悪いもので、なかなかあれなんです。

不要物がかなり旧庁舎の中に入っているという話ですよ。もう、ここで説明はもう求めませんが、ふだんから整理整頓されてれば、こういったところの予算というのも出てこんで済むんじゃないかなというふうに思いますので、そのあたりも行政として、しっかり取り組んでいただくようにですね。民間では3Sというふうな取り組みもやって、年度、年度、書類の入れかえと処分と、というふうにはやっていくところがありますので、そのあたりもしっかり取り組みを進めていただくように、要望という形でとどめますので、ぜひ反映していただくようお願いしたいというふうに思います。それがコスト削減にもつながっていくと思いますので、よろしく願いいたします。要望で。

○委員長（前川祥子君） はい。では、今のは要望ということで。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(前川祥子君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(前川祥子君) なければ、これより採決いたします。

議案第72号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(前川祥子君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

では、執行部入れかえということで、小会といたします。

(午前10時48分 小会)

(午前10時49分 本会)

◎議案第77号・八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

○委員長(前川祥子君) 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

それでは、議案第77号・八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○総務部長(水本和博君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)

それでは、議案第77号・八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

平成14年に地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が制定をされておまして、現在まで全国の都道府県、市町村でも多くの運用がなされている制度でございます。

公務を取り巻く環境が大きく変わらなれてございますが、本市では未整備でございまして、職

員の任用に対して効率的な取り組みを図るために、本市条例を制定するものでございます。

内容につきましては、ただいまより白川人事課長より説明を申し上げますので、御審議方、よろしくお願いたします。

○人事課長(白川健次君) 皆さん、改めまして、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 人事課の白川でございます。本日はよろしくお願いたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第77号・八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書は5ページからになります。

なお、今回は、配付をしております資料、右肩に議案第77号関係資料と記載しております、こちらの資料ですね。ございますでしょうか。八代市一般職の任期付職員の採用等についてという資料になります。こちらの資料を中心にですね、説明させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律等の規定に基づき、専門的な知識経験や、すぐれた識見を有する者などを任期を定めて採用するため、この法律が条例に委任している事項を制定するものでございまして、昨年12月の定例会に提案させていただいたものの再提案ということになります。

なお、国からは、この任期付職員制度は、各地方公共団体の行政運営において、最適と考える任用、勤務形態の人員構成を実現するための手段の一つであり、制度のさらなる活用について検討をお願いする旨の通知があつているところでございます。

配付資料の1、条例制定の目的のところをあらんください。

権限移譲や制度改正への対応、市民ニーズの高度化など、行政を取り巻く環境は日々変化を

しており、業務においては高い専門性も求められてきております。そのような中、これらに的確に対応するためには、専門的知識または識見を有している人などを一定の期間任用することは、効果的な行政サービスの提供を実現するための有効な手段であると考えております。そのため、今回、条例案を再提案し、本市においても新たに制度を運用するというものでございます。

資料の2、任期付職員の種類をごらんください。議案書の条例案では、6ページから8ページの上のほうまでの第2条から第6条の関係ということになります。

この任期付職員制度には、大きく分けて4つがございます。

まず1つ目が、条例の第2条第1項に規定をしております特定任期付職員で、高度な専門的知識経験や、すぐれた識見を有する者を一定期間活用するというものになります。ほかの自治体の任用例では、医師や弁護士などがございませう。この場合の任期は、法律の規定により5年以内ということになります。

また、2つ目が、条例第2条第2項に規定をしております任期付職員、この職員を法律では一般任期付職員と呼びますが、専門的な知識経験を有する者を期間を限って従事させるものでございます。例えば、専門的な知識経験を有する職員の育成に時間がかかる場合や急速に進歩する技術または公務外で得られる最新の専門的な知識経験が有効に活用できる期間が一定期間に限られている場合などが該当いたします。他の自治体の任用例では、教育関係やシステムエンジニア、それからカウンセラーなどがあります。この場合も先ほどと同じく任期は5年以内ということになります。

また、3つ目が、条例第3条に規定をしております任期付職員で、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や、一定の期間内に限り

業務量の増加が見込まれる業務で、任期の定めのない職員のみによることが必ずしも効率的でない場合に、任期を定め採用するものでございます。他の自治体の任用例では、国勢調査や地籍調査などの大規模な調査業務の実施や大きなスポーツ大会の開催などでの採用がっております。この場合の任期は、原則3年以内ということになりますが、条例の第5条の規定により公務の能率的運営を確保するために特に必要な場合は5年以内ということになります。

さらに、4つ目が、条例第4条に規定をしております任期付短時間勤務職員で、住民サービスの提供時間を延長したり、提供体制を充実する場合や、介護休暇を取得する職員の代替等に、短時間勤務職員として任期を定めて採用するというものでございます。他の自治体の任用例では、窓口時間の延長や保育園の延長保育等のための採用がっております。この場合も、任期は原則3年以内で、特に必要な場合は5年以内ということになります。

続きまして、資料の3、主な給与関係の部分をごらんください。議案書の条例案では、8ページからの第7条及び第8条関係ということになります。任期の定めのない職員、いわゆる正規職員と任期付職員の給与関係を一覧にしております。

①の特定任期付職員の給与につきましては、条例第7条で、適用する給料表を定めるとともに、業績手当を支給できることなどを規定いたしております。また、第8条で、手当のうち扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等は支給しないということを定めております。

それから、2つ飛びまして、④の任期付短時間勤務職員の給与につきましては、第7条で一般職給与条例の給料表を適用した上で、実際の勤務時間に応じた金額とするということを規定しております。また、手当につきましては、第8条で扶養手当、住居手当等は支給しないとい

うことを定めております。

なお、飛ばしました②の一般任期付職員と③の任期付職員の給与につきましては、この条例案に給与に関する特例を定めていないことから、昇給、昇格がないことを除けば、正規職員と同じ扱いということになります。

続きまして、資料の2ページ、4、変更点をごらんください。最初に申しましたように、この条例は、昨年12月の定例会に提案させていただいたものの再提案となります。そのため、前回の提案時と変更した部分を新旧対照表という形にしております。

条例第7条に規定しております特定任期付職員の給料表につきまして、前回は、国の特定任期付職員と合わせて、7号給まで設定しておりました。しかし、6号給の70万9000円、それから7号給の82万9000円という給料月額、本市では適用することが現実的に考えにくいということから、今回、削除いたしております。

最後になりますが、附則におきまして、この条例は公布の日から施行し、あわせて、本条例の施行に伴い必要となります勤務時間条例や退職手当条例の改正を行っているというものでございます。

今回の条例の再提案に先立ちまして、任期付職員制度が導入された場合に採用希望があるかどうかを、各課のほうに照会をし、確認いたしました。その中で、専門的な知識経験を活用する場合としまして、複雑化する要保護児童のケースや虐待事案等に対応するため、児童相談業務に関する専門的知識を有する者などの採用希望がっております。

また、時限的な業務で任期の定めのない職員のみによることが必ずしも効率的でない場合として、施設改修事業等に対応するための技術職の希望がっております。

そのほかにも、先ほど申しましたように、規

模の大きな調査業務や大きなスポーツ大会の開催など、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる場合や一定の期間内に終了することが見込まれる業務の場合の採用も考えられます。

しかし、それだけでなく、県内では既に、熊本県と熊本市を初め11の市が制度を導入し、危機管理やIT、企業誘致、文化財の学芸員等の採用をしている状況であることから、制度を整備しておき、必要性が生じた場合は、いつでも対応できるような体制としたいと考え、今回、条例を再提案したものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員（古嶋津義君） 任期付職員につきましては、今、御説明がございましたが、この給料表からいけば、第7条の給料表については、特定の任期付職員ということで理解をしてよろしいんでしょうかね。ただ、お医者さんとか弁護士さんとか、その辺でしょうね。

それともう一つは、任期付職員でございますが、御承知のとおり、31年には女子の世界ハンドボール大会が熊本市、山鹿、八代市で開催をされますが、その辺のところも、この任期付職員の採用というものを視野に入れていらっしゃるのでしょうか。さっきの説明では、そのように受け取りましたが。

○人事課長（白川健次君） 今、委員から御質問の、まず第7条関係の給料表、こちらにつきましては委員おっしゃるとおり、特定任期付職員ということで、限っての適用ということになります。

特に、高度な知識経験や、すぐれた識見を有する場合には、この給料表を適用するということになりまして、そのほか、例えば、条例の第2条第2項にあります一般任期付職員、こちらにつきましては、基本的には八代市一般職の初任

給、昇格、昇給等に関する規則というのがございますが、それによりまして、専門的な、これまでの職歴、それから経験、そういったものを考慮しながら、給料を設定させていただくと。また、第3条、それから第4条の任期付職員、それから任期付短時間勤務職員については、大卒程度の職員と同じ給料ということで設定をさせていただくということになります。

それから、もう1点の御質問、今後、予定されております世界ハンドですとか、あるいはラグビー、そういった大きな大会についても、この制度の活用を検討しているのかということにつきましては、先ほど御説明させていただきました中で、大きなスポーツ大会の実施の場合の活用が考えられると説明させていただきましたが、その中では、今、委員がおっしゃったような大会に向けての任期付職員の活用というのを考慮しているところでございます。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（橋本隆一君） 保険関係とか、お尋ねしたいんですけども、医療保険と年金保険とですね、任期付職員の場合は、自分が持っている国保を社保に切りかえなきゃいけないのか、国民年金を厚生年金に切りかえなきゃいけないのか、あるいは期間に応じてなのか、全くそういうことはしなくていいのかということをお尋ねしたいんですけど。

○人事課長（白川健次君） 任期付職員の保険関係につきましては、基本的に、任期付職員につきましては、正規の職員と同じ扱い。任期が限られているというだけで、基本的には正規の職員と同じ扱いでございますので、基本的に保険は、例えば、国保に入られている場合には、採用された場合には、共済組合のほうの保険に移行になるということになります。

それから、任期付の短時間の場合には、勤務時間がですね、1週間に15時間30分から3

1時間ということで、その短時間の勤務の時間というのが、それぞれの業務によって設定をさせていただくということになりますので、その勤務時間に応じて、社会保険であったり、あるいは国保であったりというような場合があるということになります。

○委員（橋本隆一君） 理解できました。ありがとうございました。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 条例制定の目的という部分は、資料に書いてあるんで、理解したいと思いつつながら、なかなか自分の胸の中に、すんと落ちていかんとですよ。

ちょっと疑問に思うのが、任期付という部分にした場合に、本当に優秀な人材の方々が集まってくるんだろうかというところが非常に私の一つ疑問点なんですけど、そのあたりはどのような確保策というか、対策をとろうというような思いをお持ちですか。

○人事課長（白川健次君） 恐らく、委員さんの御心配いただいているのは、要は、採用される時点で、もう任期が決まっているというような中で、どれほど優秀な職員が集まるか、あるいは、そのモチベーションをどうやって確保するかという部分かと思えます。

私ども、確かに、そういう心配はあると思っています。ただ、現行ですとね、とれる制度については、最大限ですとね、できるようにしたいというふうに考えて、今回、条例を提案させていただいているというところで、まだ正直言って、具体策というのはございません。ただ、モチベーションの維持向上ですとか、優秀な方の応募、そういうのが確保できるように、今後は工夫をしていきたいというふうに思っております。

○委員（大倉裕一君） 先ほど、各課のほうのですね、採用例あたりを聞き取りされたという

ようなお話もありましたけども、私も何か、すぐすぐ、この制度を活用して人を雇わないかんとかなというような緊急性というのは、すごく感じないんですよね。今のある制度の中で運用をされていていくというふうな思いもあるんですけども、そのあたりは今、今後の課題というか、そういう話をされましたけど、そのあたりについても、これからというような感じの部分があるのかどうか、その点はどんななんでしょう。

○人事課長（白川健次君） 確かに、現在もです、いろいろな業務の内容等に応じまして、当然、我々のように任期の定めのない職員というのも計画的に採用してっておりますし、必要に応じて臨時職員さん、あるいは非常勤職員さんというのを採用させていただいて、業務に当たっているというところでございますけれども。

任期が限られているという点では、非常勤職員さんたちと今度の任期付職員というのは同じなんです、やはり非常勤職員さん方というのは、補助的な業務というのが中心になってしまいます。それに対して任期付職員というのは、我々一般職と同じく、本格的な業務に従事できるということになりますので、そういったところでのですね、当然、今後のすみ分けといいますか、そういうところは出てくるというふうには思っております。

○委員（大倉裕一君） 先に答えていただきました。ありがとうございます。

パートさんといいますか、非常勤職員さんとか嘱託さんとかというところとの整合性も、ちょっと確認せんなんとは思いましたんですけど、先に答弁といいますか、説明をいただきましたので、その点は受けとめたいというふうには思うんですけども、あと一つ、この任期付の採用からですよ、普通の一般職採用とか、そういったところへの道というんですか、そういっ

たところは、ここでは考えられてないんですか。そのあたりの思っている部分は、どんなでしょう。新たな市の採用枠で、もう一回チャレンジしてくださいというような話なのか、そのあたりの考え方というところをお聞かせいただきたいと思います。

○人事課長（白川健次君） あくまでも、この任期付職員制度で採用された場合には、任期は5年ないしは3年という形になります。

ですから、もしも、その後ですね、任期の定めのない職員としての採用を希望される場合には、改めて、年齢要件とかに該当すればですね、採用試験を受けていただくという形にはなるかと思っております。

○委員（大倉裕一君） この条例が可決をされたら仮定の話になってしまうんですけども、この任期付職員の条件で採用していくというのは、職員採用の公表というか、ホームページ上での公表とか、そういったところに限られるのでしょうか。どういった形での募集、公募、何というのかな、公表をしていこうと思われているのか、そのあたりを。

○人事課長（白川健次君） 一般の採用と同じように、当然、ホームページでも出させていただきますし、可能な限り、市報等にもですね、掲載させていただきたいというふうに思っております。

そういった形での周知をですね、できるようにということで、今回、9月の議会で提案させていただいて、それから十分な周知の期間をとった上で採用試験という形にしていきたいというふうに思っております。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 済みません。もう一つ、年齢条件とか、そのあたりというのはどうなっていくんですかね。例えば、市の職員さんは再任用という制度も、たしか、あると思うん

ですけど、そういったところとのすみ分けとか、年齢的な制限というの、制限といいますか、範囲というんですかね、対象年齢といったところも、その都度都度ということでされて、対応されていくのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと。

○人事課長（白川健次君） 今回のように、任期を限って募集をかけ、採用するような場合には、年齢的な制限はできないということになっておりますので、特段の年齢制限を設けるということはないというふうに思っております。

それから、今いただきました再任用の方とのすみ分けにつきましては、確かに、定年退職される方にとっては、再任用をとるのか、任期付職員をとるのかという、ある意味、その選択肢がふえたというふうには考えておりますけれども、再任用の場合には、今の採用の仕方としましては、各課から受け入れ希望、その再任用の職員の受け入れ希望の業務を募集をいたしまして、再任用の方の希望とのマッチング、それから従前の勤務成績、そういったものに基づいて再任用というのを決定しておりますけれども、この任期付職員の場合には、基本的には、採用試験を再度受けていただくというような部分、そういった部分の違いは出てくると思いますが、退職をされる方にとっては、もう一つの選択肢がこれによって出てくるというふうに思っておりますので結構かと思えます。

○委員（大倉裕一君） 採用試験を受けていただくということで、年齢に幅はありませんよということでもあったんですが、その採用試験が行われる、面接も多分あるんだろうと思いますが、書類審査から、最終的には面接というところになっていくんだろうと思うんですが、それはどなたがされるんですか。

○人事課長（白川健次君） まだ具体的にですね、そこまでは決めておりませんが、通常の職員採用の場合には、個別面接につきましては部

長あるいは次長あたりが3人1組という形で面接をさせていただいております。

筆記試験や論文試験、それから面接試験の結果を踏まえて、副市長を委員長、各部長を委員とします職員の任用選考委員会のほうで検討しまして、その中で、今回の任期付職員につきましては、本当に本市が求めているような、そういった知識経験をお持ちか、そういったところも踏まえたところですね、審議をさせていただいて、採用するというような流れになっていくというふうに思っております。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） 今の時点で、各課が希望される人数といえますか、そういうのは調べていらっしゃるでしょうか。

○人事課長（白川健次君） 今の時点で、各課からのほう、来年度からの希望で上がってきたのは合計で4名ということになりますが、各課から上がってきていなくても、例えば、人事課のほうで必要ではないかというものについては、積極的に募集をかけていきたいというふうには思っております。

○委員（村川清則君） これが採択されて、運用されるようになれば、先ほど質問があったように、大きなスポーツ大会とかあった際にも、もちろん募集をかけるというようなことですね。

○人事課長（白川健次君） そのように考えております。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（大倉裕一君） まず、任期付ということでもありますので、この採用に当たっては慎

重に取り扱いをお願いしたいというふうに思っております。

それから、もう1点は、先ほどもお尋ねをした採用についての試験制度と申しますか、面接試験員ですかね、そのあたりの透明性、公平性がしっかり確保される試験制度というものをですね、これは当然の話でありますけれども、そういったところの構築をお願いしておきたいというふうに思います。

○委員長（前川祥子君） ほかに意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第77号・八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号・八代市いじめ調査委員会設置条例の制定について

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第78号・八代市いじめ調査委員会設置条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○市民環境部長（國岡雄幸君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部長の國岡でございます。

今回、議案第78号・八代市いじめ調査委員会設置条例の制定についてを御提案をしております。

この中身につきましては、平成25年に国のほうで、いじめ防止対策推進法が成立いたしました。その規定に基づき、八代市いじめ調査委員会を設置するため、御提案するものでございます。

詳細につきましては、人権政策課、澤田課長

が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○人権政策課長（澤田宗順君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）人権政策課長の澤田です。

議案第78号・八代市いじめ調査委員会設置条例の制定について、着座にて説明をさせていただきます。

議案書の11ページをお願いいたします。

提案理由としましては、記載されておりますように、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめに係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のための調査を行う附属機関を設置するに当たり、条例の制定が必要であるため、提案をさせていただくものです。

議案書の12ページをお願いいたします。

制定の趣旨につきましては、第1条（設置）にありますように、平成25年、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、いじめ防止対策推進法が定められており、同法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として八代市いじめ調査委員会を設置しようとするものです。

総務委員会資料としまして、八代市いじめ調査委員会設置条例についての資料をお配りしておりますので、そちらのほうで説明をさせていただきますと思います。お手元にありますでしょうか。

表紙をあけていただきまして、まず1ページの図をごらんいただきたいと思っております。

この図につきましては、まず、黒色の縦のラインがありますが、左側は学校及び教育委員会、右側は市長部局、それぞれの役割をフローであらわしたものです。

また、図中に何条何というふうに記載しておりますが、これらは、いじめ防止対策推進法の条項を示しています。

これ以降、いじめ防止対策推進法については、法と呼ばせていただきます。

図左側は、学校で重大事態が発生した場合の教育委員会のフローで、中ほど下の八代市いじめ防止等対策委員会につきましては、八代市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき設置条例を制定され、教育委員会の附属機関として、本年4月1日から運用がなされております。

学校において重大事態が発生した場合、教育委員会から調査依頼を受けた八代市いじめ防止等対策委員会は、法第28条第1項に基づき、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、報告を受けた教育委員会は、法第30条第1項の規定により、調査結果を市長に報告することになっております。

図右側になりますが、法第30条第1項の規定による調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処を行う、または当該事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けるなどの方法により、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査、いわゆる再調査を行うこととなります。

再調査を行う機関としては、法第30条第2項の規定に基づいて、今回制定をお願いする八代市いじめ調査委員会となります。

調査委員会は、市長の附属機関として、市長からの諮問を受け、調査審議し、答申、報告を行います。さらに、再調査を行った結果は、法第30条第3項の規定により、市長は議会に報告することとなります。

それでは、資料の2ページ目、八代市いじめ調査委員会運用上の基本的な考え方をごらんください。

今回設置する調査委員会の基本的な考え方について、説明をさせていただきます。

まず、調査委員会の構成についてですが、委員会は、第三者委員会として客観性を確保するため、常設、任期2年とし、委員数は5人以内とし、法律、医療、心理、福祉、教育に関する専門的な知識、その他、いじめ防止等に関する調査審議を行うために必要な知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱します。なお、調査審議に不足する専門分野があれば、臨時委員を委嘱し、対応することができるようにしているところです。

また、調査審議等を行う事項について直接の利害関係がある場合は、その議事に参与することができず、委員の除斥により、調査審議に不足する専門分野が発生した場合には、臨時委員を委嘱し、対応することができるようにしています。なお、委員については、県弁護士会など県内の各団体に推薦を依頼する予定としております。

次に、会議の運営についてですが、会議の成立要件は、臨時委員を含む委員の過半数の出席としています。

会議の議事は、臨時委員を含む出席委員の過半数をもって決めます。

この際、委員長は、まずは専門分野の委員であること、あわせて、委員会として、調査審議した内容について、結論、判断を出さなければならぬことから、委員長も委員として表決に参加します。裁決の結果、可否同数のときは、委員長が決することとしています。

次に、再調査の判断基準については、国の、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを参照し、設定しています。

1、調査等により、調査時に知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合。または、その判明した事実の調査が十分になされていない場合。2、事前に被害児童生徒、保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合。3、学校の設置者及び学校の対

応について、十分な調査が尽くされていない場合。4、調査委員の人选の公平性、中立性について疑義がある場合。5、その他、市長が必要と認める場合の5項目です。

その他の場合では、法第28条第1項に規定する調査委員会の調査結果報告書に、いじめを受けた本人やその保護者から再調査を求める趣旨の意見等が添付された場合などを想定しているところです。

次に、再調査結果への対応についてですが、市長は、再調査を行った結果を、法第30条第3項の規定で、議会に報告しなければなりません。また、再調査を行った結果を教育委員会へ通知するとともに、再調査の結果を踏まえ、市長及び教育委員会は、法第30条第5項の規定により、みずからの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要な措置を講ずることになります。

最後に、会議の公開、非公開については、条例には規定していませんが、八代市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当する事項について審議を行うときは、非公開とします。また、会議を公開することにより、行政の公正または円滑な運営に支障を生じるおそれがあるときは、非公開とすることとしています。

以上のような基本的な考え方をもって、八代市いじめ調査委員会設置条例の条文を構成しているところです。

それでは、議案書の12ページをまたごらんいただきたいというふうに思います。

第1条では、いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、調査委員会を設置すると規定しております。

第2条では、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査について調査審議し、市長に答申する所掌事務を規定しております。

第3条では、組織等について、特に、第3項

で、調査委員会の委員は、八代市いじめ防止等対策委員会の委員を兼ねることができないと規定しているところです。

第4条では、調査委員会委員の任期等について、第5条では、特定の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員を置くことができるとしており、第3項では調査審議が終了したときは、臨時委員は解職されると規定しております。

第6条では、調査委員会の委員長について、第7条では、調査委員会の会議について規定しております。

13ページになりますが、第8条では、委員は、調査審議等を行う事項について直接の利害関係があるときは、その議事に参与することができない、と委員の除斥について規定しております。

第9条では、調査委員会が必要であると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞き、説明を求め、必要な資料を提出させることができる。第10条では、調査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする、秘密保持義務について規定しているところです。

最後になりますが、附則としまして、施行期日と、本条例の制定に伴い八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正を規定しております。

施行期日につきましては、もしも重大事態が発生した場合、速やかに対応していくことが必要なことから、公布の日から施行するものとしております。

八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正につきましては、別表第1中、いじめ防止等対策委員会委員、月額10000円の後に、いじめ調査委員会委員、月額10000円、いじめ調査委員会臨時委員、月額10000円を加え、改めるものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。御

審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第78号・八代市いじめ調査委員会設置条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情第6号・金剛コミュニティセンター早期改築について

○委員長（前川祥子君） 次に、請願・陳情の審査に入ります。

なお、郵送にて届いております要望書については、写しをお手元に配付しておりますので、御一読いただければと存じます。

今回、当委員会に付託となりましたのは、新規の陳情2件です。

それでは、まず陳情第6号・金剛コミュニティセンター早期改築についてを議題とします。

要旨は、文書表のとおりですが、念のため、書記に朗読いたさせます。

（書記、朗読）

○委員長（前川祥子君） 本件について御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） それでは、採決させていただきます。（発言する者あり）じゃあ、御意見どうぞ。

○委員（古嶋津義君） この前の説明の中でですね、金剛コミュニティセンターの願意は十分に理解をいたしております。

ただ、築年数からいけば7番目ということでございますので、もっともっと古いのがあるのではないかというふうに思っております。その辺も少し考慮をしなければいけないのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 陳情者の願意を理解したいというふうに思います。熊本地震で、やはり、避難所という部分において不足をしてきたということと、こちらの会長さんのほうも、校区の避難所として不足をしているというふうなことも書いてありますので、八代市としての大きな課題でもあると思いますので。

さらに、古嶋委員がおっしゃられた順位の件についてもですね、ここでは順位というのは置いておきまして、こういったコミュニティセンターの早期建設というのが各地域で声が上がっているところをですね、委員会としても受けとめて、採択してよろしいんじゃないかというふうな思いを持っています。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

陳情第6号・金剛コミュニティセンター早期改築については、採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本件は採択とすることに決しました。

ただいま採択と決しました陳情1件については、これを市長に送付の上、その処理の経過並

びに結果について報告を求めることにいたしました
いが、これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(前川祥子君) 御異議なしと認め、
そのように決しました。

◎陳情第8号・国会に憲法改正の早期実現を求
める意見書の提出方について

○委員長(前川祥子君) 次に、陳情第8号・
国会に憲法改正の早期実現を求める意見書の提
出方についてを議題とします。

要旨は、文書表のとおりですが、念のため、
書記に朗読いたさせます。

(書記、朗読)

○委員長(前川祥子君) 本件について御意見
等はありませんか。ありませんか。

○委員(大倉裕一君) ちょっと、この件につ
いてはですね、憲法改正という課題が、ちょっ
と大きいものがありまして、地方自治体から国
のほうに意見書を上げるものかどうかというこ
ろを慎重に検討させていただきたいというふう
に思いますので、継続という取り扱いで私は
お願いをしたいというふうに思っております。

○委員長(前川祥子君) ほかにありません
か。

○委員(古嶋津義君) 願意にもありますよう
に、確かに、70年間、日本の国の憲法は一回
も改正をしておりませんし、また現在の憲法と
現実とは大分離れているような気もいたしま
す。

ただですね、私どもも、憲法改正論者ではあ
りますけれども、私どもと友党を組んでおりま
す公明党さんがまだ、まだそこまで整理ができ
ていない状況でありますので、今、大倉委員か
ら言われたように、そのように継続して、もう
少しさせていただければというふうに思ってお
りますが。

○委員長(前川祥子君) ほかにありません

か。

○委員(橋本隆一君) 今、古嶋委員が言われ
たように、また大倉委員のほうからも言われま
したけども、やっぱり、これはまだまだ継続し
ながら、これも話し合っていていながら、やは
り、また市民の声も聞きながら、ここでやは
り採決することではないのかなと思いますの
で、継続審議という扱いをさせていただきたい
と思います。

○委員長(前川祥子君) ほかにありません
か。

○委員(村川清則君) 戦後、もう70年以上
たっていますし、要するに、GHQがつくった
憲法という現実ですし、やはり、この際、憲法
改正の論議が国会で深まるように、この際、意
見書については採択でいいんじゃないかと私は
思っております。

○委員長(前川祥子君) ほかにありません
か。

○委員(古嶋津義君) ただ、地方自治体とし
ては、熊本県もたしか、これは出しているとい
うふうに思っておりますが、その辺のところは
誰かわかんなくかな。

○委員長(前川祥子君) これには説明者はお
りませんので。

○委員(古嶋津義君) 議会事務局、ちょっと
尋ねて。たしか、県議会が出し……。

○委員(大倉裕一君) 小会してもらっていい
ですか、委員長。

○委員長(前川祥子君) 小会いたします。
(午前11時45分 小会)

(午前11時59分 本会)

○委員長(前川祥子君) では、本会に戻しま
す。

継続審査を求める意見と採決を求める意見が
ありましたので、まず継続審査についてお諮り
いたします。

本陳情については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(前川祥子君) 可否同数であります。よって、八代市議会委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本陳情を裁決いたします。

本陳情について、委員長は継続審査としないことに裁決いたします。

よって、本件は継続審査としないことに決しました。

それでは、採決いたします。

本陳情については、採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。いま一度、申し上げます。本陳情については、採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(前川祥子君) 可否同数であります。よって、八代市議会委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本陳情を裁決いたします。

本陳情について、委員長は採択と裁決いたします。

よって、本件は採択と決しました。

○委員(大倉裕一君) 少数意見の留保をお願いしたいと思います。

○委員長(前川祥子君) ただいま大倉委員から、少数意見を留保したいとの申し出がありました。留保には1人以上の賛成者を必要といたします。

大倉委員の少数意見留保に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(前川祥子君) 賛成者1人以上でありますので、大倉委員の意見は少数意見として留保されました。

なお、少数意見報告書は速やかに委員長を経て議長に提出願います。

ただいま採択と決しました本陳情は、意見書の送付を求めたものであります。ついては、本件を審査した立場上、私どもで発議する必要があると思っておりますので、本件の賛成者で発議することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(前川祥子君) それでは、そのようにいたします。

案文につきましては、事務局と調整することとし、後日、発議の手続をとらせていただきます。

なお、趣旨弁明はどなたにお願いいたしますでしょうか。(「委員長」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにいたします。

小会いたします。

(午後0時04分 小会)

(午後0時08分 本会)

○委員長(前川祥子君) 本会に戻します。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(前川祥子君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長(前川祥子君) 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（八代市地域公共交通再編実施計画の概要について）

○委員長（前川祥子君） このうち、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して1件、執行部から発言の申し出があつておりますので、これを許します。

それでは、八代市地域公共交通再編実施計画の概要についてをお願いします。

○企画振興部長（宮村明彦君） お世話になっております。

本日は、八代市地域公共交通再編実施計画を説明させていただきまして、ありがとうございます。

なお、委員長のお話にもありましたように、10月1日から、この再編実施計画は運行を開始しております。それまでに説明すべきところでございまして、大変申しわけございませんでした。

ただいまより担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○企画政策課長（田中 孝君） 企画政策課、田中でございます。着座にて御説明をさせていただきますと思います。よろしく願いします。

それでは、お手元に配付しております資料のほうの、A4判での計画の概要及びA3判での八代市地域公共交通再編実施計画概要版のほうを用いて御説明したいと思ひます。よろしく願いいたします。

まず、この再編実施計画につきましては、平成29年3月29日に開催いたしました八代市地域公共交通会議において協議が調ひまして、4月13日に国へ認定申請を行ったところでございます。

当初、5月に国から認定を受け、6月定例会において報告する予定としておりましたが、国との協議に時間を要しまして、7月12日付で

九州運輸局長の認定を受けたため、委員会への報告がおくれたものでございます。申しわけございませんでした。

それでは、お手元に配付しておりますA3の概要版のほうをごらんください。

こちらを1枚めくっていただきまして、左側の上のほうからでございますが、まず計画の目的でございます。八代市地域公共交通再編実施計画は、平成26年度に策定されました八代市地域公共交通網形成計画の目標や方針に基づきまして、地域公共交通に係る課題の包括的な解消に向けました地域公共交通網の面的な再編を実現化していくためのアクションプランとして定めたものでございます。

その下、計画の区域でございますが、八代市の行政区域全域を対象としております。

また、計画期間につきましては、本年、平成29年10月から32年の9月までの3年間としております。

再編の方針でございます。以下の3つの方針に基づき再編に向けた取り組みを推進していくこととしております。

まず、図のほうで、左側の方針1、地域が目指す将来像を支える公共交通、さらに右側の方針2、より多くの市民の生活を支える公共交通、そして一番下の方針3、利用需要とサービス水準のバランスを改善するというものでございます。

右上のほうの再編に向けた取り組みの方向性のほうをごらんください。

先ほどの3つの再編方針を踏まえまして、以下の4つの方向性に基づいた取り組みを一体的に推進することで、地域公共交通体系の総合的な再編を推進することとしております。

下の表のところでございますが、取り組みの方向性といたしまして、①公共交通ネットワークの維持・再編、②公共交通不便地域への対応、③交通結節点の見直し、④市街地の回遊機

能の強化、以上でございます。

見直しのそれぞれの内容につきましては、4ページ以降に記載をしておりますが、本日は、別にお配りしておりますA4の2枚つづりの計画の概要のほうで御説明をしたいと思います。そちらのほうをごらんください。

A4のほうをごらんいただければと思います。

計画の概要ということで、1点目に、計画の期間を入れておりますが、こちらは先ほども御説明いたしましたとおり、平成29年の10月から32年9月までの3カ年でございます。

見直しの概要といたしまして、大きく4点ございます。

まず1点目、市街地循環バス（みなバス、まちバス、ゆめバス）運賃の変更ということで、100円均一から150円均一に変更しております。

ただし、150円券の10枚つづりであります回数券を1000円で販売することで、実質100円というようなところも設定しているところでございます。

続きまして、(2)路線バス（市街地循環バス以外）の運賃の変更でございます。今まで距離制運賃だったものを初乗り150円、上限運賃200円に変更しております。

続きまして、3点目、乗合タクシーの運賃の変更でございます。これまでエリア制運賃から150円均一に変更しております。

続きまして、4点目、運行内容の主な変更でございます。

まず、①といたしまして、路線バスから乗合タクシーに変更をしております。大門瀬線、東町線、産島線、平和町線の4路線でございます。

大門瀬線につきましては、次のように変更しております。まず、大門瀬線、現在、朝夕のみ大門瀬から八代市役所を各1便運行をしております。

それ以外の時間帯につきましては、下のほうで、まず大門瀬から日奈久までは乗合タクシー、さらに日奈久から市役所までは日奈久温泉ライン、金剛経由ということで、改めて新設という形で設定いたしまして、昼間は運行しているものでございます。

次に、②起終点・経路の変更というところでございます。

種山線、3系統を2系統に集約いたしまして、起終点を労災病院前から八代市役所前に変更をしております。

次に、松橋線の国道経由、こちらにつきましては、起終点を八代市役所前から、ゆめタウン経由の九州産交八代営業所に変更しております。

次に、まちバスにつきましては、八代駅を経由する路線に変更をしております。

次に、みなバスにつきましては、福正元町を経由する路線に変更をしております。

1枚めくっていただきまして、次ページでございますが、③運行時刻の変更を行っております。坂本線、宮原線、日奈久温泉ライン、まちバス、みなバスでございます。新八代駅、八代駅、他の路線バスとの乗り継ぎを考慮したダイヤ調整を実施しております。

④運行回数の変更でございます。大門瀬線、坂本線、宮原線につきましては減便を行っております。また、みなバスにつきましては、朝夕の便を各1便増便しております。

⑤新設でございます。先ほども申しましたが、日奈久温泉ライン、こちらは大門瀬線の乗合タクシー移行に伴い新設という形にしております。

それと、⑥廃止の部分でございますが、先ほど申しました種山線の3系統を2系統にしたという部分でございます。新八代駅線というのを廃止しております。

⑦乗合タクシーの減便ということで、百済来～坂本線、鮎婦～坂本線、河俣～種山線につきましては、一部減便をしておるところでございます。

続きまして、(5)路線ナンバリングの設定ということで、市内の路線バスに2けたの数字で路線ナンバリングを設定しております。番号で、01でありましたり、10番というような番号を設定したところがございます。

続きまして、(6)公共交通マップ、時刻表の作成でございますが、広報やつしろ10月1日号に折り込みまして、全世帯に配布を行ったところがございます。

続きまして、(7)市街地循環バスのラッピングということで、最終的に7台ほどのバスラッピングを変更いたしまして、今回の運賃変更などを含めてPRを行う予定でございます。

8番目、フリーパスの導入ということで、1カ月5000円で八代市内の路線バスが乗り放題となるフリーパスを導入しております。

大きな3点目、見直しによって想定される効果でございますが、利用者数、路線バスのほうを今回の見直しによりまして11万2000人増、増加率1.21倍を見込んでおります。さらに、乗合タクシー、1万4000人増の増加率1.33倍、合計で12万6000人増の増加率1.22倍を見込んでおるところでございます。

さらに、財政負担の部分でございますが、これまで負担しておりました八代市の負担部分を約1450万円の削減を見込んでおるところでございます。

簡単ではございますが、以上、御説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（前川祥子君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（橋本隆一君） もう始まって何日かありますけれども、今の時点で市民の皆様から要

望とか苦情とか出ておりますですか。

○企画政策課長（田中 孝君） 今現在の苦情、要望で申しますと、乗合タクシーの乗り方への御質問でありましたり、あと、時間、バスの時刻でありましたりという部分で主に御意見をいただいております。苦情等という形ではございませんが、お尋ねというような件が多いという状況になっております。

○委員（橋本隆一君） 理解できました。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） くだいようですが、やっぱり説明はですね、どういう時期であろうと、きちんと議会のほうにも説明をしていただきたかったというふうに思いますし、市民の皆さん、利用者にとっても、いきなりのバス路線の変更に戸惑いがあると思います。今後、このようなことがないようにですね、お願いをしておきたいというふうに要望しておきます。

以前、質問をしたときに、通勤にですね、バス路線を活用していただきたいということで、外港方面とか、そういったところにも導入をというお考えがあったのを、計画をしたいという一般的な一般質問での答弁があったというふうに把握をしておりますけど、そのあたりは、今回、導入がなされていないみたいなんですけど、なぜ断念されたのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○企画政策課長（田中 孝君） 今回、断念をしたということではございません。今現在も、まだ検討を次に向かってやっていくというふうなところでございます。

なぜかと申しますと、今回、先ほどもちょっと御説明を申し上げましたが、平成26年度に策定をいたしました八代市地域公共交通網形成計画のところで出しておりました課題を主に今回やったところがございます。まだ今後も、いろんな課題はあるというふうに私どもも認識し

ておりますので、今後、また随時、検討は進め
ていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） やっぱり、そのあたり
もですね、情報も発信力の不足というのがある
のかなというふうに思うところです。

あと、職員さんの利用状況、通勤に対してで
すね、バス路線を使っていくべきだと、職員さ
んも使わないバス路線であるならば、市民も使
いづらいバス路線というふうに言わざるを得な
いような状況にもあると思うんですよ。そのあ
たり、今後の取り組みを含めて、職員の皆さん
への呼びかけというんですか、現状と呼びかけ
と、そのあたりの対応をお聞かせいただければ
と思います。

○企画政策課長（田中 孝君） おっしゃると
おりだと思っております。

今後、市職員向けにですね、内部でのPRを
含めてやってまいりたいと考えております。

変更の内容につきましては、人事課のほうに
も、このフリー乗車券の導入であったり、内容
をお伝えして、さらに周知を努めていくという
ふうに今考えております。

現状につきましては、済みません、手持ちで
何人というのが、ちょっと持ち合わせておりま
せんので、現在の数字はちょっとわかっており
ませんが、多くないものという認識はしてお
るところでございます。

○委員（大倉裕一君） 職員さんの利用は一番
大きな影響になってくるというふうに思います
ので、そういったところの呼びかけは、しっか
りとお願いをしたいというふうに思います。

それから、まだまだ交通空白地域というんで
すか、公共交通の空白地域として、うちの地域
にもバスが入らんとですかというような声があ
ります。選挙戦のときにも、実際、生の声でい
ただきました。そういったところをですね、一
筋縄にはいかん部分があつとは思いますが、

一つ一つ丁寧に対応していただきながら、見直
しに向けてですね、よりよい、市民のバス路線
になるように取り組んでいただきたいというふ
うに要望して、終わります。

○委員長（前川祥子君） 要望ですね。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員（古嶋津義君） 実は、きのう、坂本の
百済来の方と、ちょっとお会いすることがあり
まして、あそこは大門瀬と言うのかな、減便に
なったけん、大分不便になりましたという声を
いただきました。意見として申し上げておきま
す。

○委員長（前川祥子君） はい、意見として。
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で八代市地域公
共交通再編実施計画の概要についてを終了いた
します。

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査 （第2次八代市総合計画の検討状況について）

○委員長（前川祥子君） 次に、総合計画の策
定推進等に関する諸問題の調査に関連して1
件、執行部から発言の申し出がっております
ので、これを許します。

それでは、第2次八代市総合計画の検討状況
についてをお願いします。

○企画振興部長（宮村明彦君） 引き続き、よ
ろしく願いいたします。

御承知のとおり、ただいま第2次八代市総合
計画策定に向けて、今検討中でございます。今
回、この委員会におきまして、その中間報告を
させていただきたいと思っておりますので、よろしく
お願いいたします。説明は課長からさせます。

○企画政策課長（田中 孝君） 引き続き、御
説明をさせていただきたいと思っております。それ
では、着座にて説明をさせていただきます。

お手元に配付しております資料1から4まで

を使いまして、御説明をしたいと思ひます。

本日は、現在、策定作業を進めております総合計画の基本構想について状況を御説明させていただきますと思ひます。

まず、資料1のほうのレジユメをごらんください。こちらにつきましては、6月議会の総務委員会で一度御報告させていただいておりますが、改めまして策定方針について説明をいたします。

まず、1ページをごらんください。

1つ目の計画策定の趣旨と2つ目の地方自治法改正への対応についてでございますが、内容につきましては、現在の八代市総合計画が平成29年度末をもって計画期間が終了するということ、さらに、その策定に当たっては、改正前の地方自治法に基づいて、議会の議決を経て基本構想を定め、これに即して策定されたものであるということ、しかしながら、平成23年度の地方自治法改正によりまして、基本構想の策定及び議決の有無につきましては、市町村の自主的な判断に委ねられたということが記載してございます。

さらに、このような状況におきまして、第2次総合計画の策定について検討いたしました結果、今後も総合計画の策定が必要であると判断をいたしまして、平成30年度から第2次総合計画を策定するとともに、基本構想について、改正前と同様に議決事項としたことを記載しておるところでございます。

3つ目の議会の議決についてでございますが、基本構想の策定、変更、廃止に関する事項を八代市議会の議決すべき事件を定める条例に追加するよう、平成29年3月議会に提案し、了承をいただいたところでございます。

次ページをお願いいたします。

4つ目の計画の構成と期間についてでございますが、現在の総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成をされておりますが、第2

次総合計画におきましては、基本構想と基本計画で構成するよう変更しております。

第2次総合計画では、実施計画を作成しないこととしておりまして、基本計画で分野別に定められた施策のうち、市長の政策方針、市民が重要と考える施策を重点戦略として定めることとしております。

その下、計画の期間でございますが、これまで10年だった基本構想につきましては、平成30年度から2025年度までの8年間に、同じく、5年だった基本計画は、4年ごとに見直すこととしております。

これは、市長の任期と連動させ、その政策と整合、具現化するために変更するものでございます。また、計画期間の途中で社会情勢等が変わったなど、そのときの状況と乖離している場合は見直しができるものとしております。

次に、5つ目の第2次総合計画の策定に当たっての基本的な考え方でございますが、現在の総合計画における課題を解決するために、まず1点目で、市民との協働による、2点目で、わかりやすい、次ページのほうに参りますが、3点目で、実効性があり、活用される計画づくりを目指しまして、策定をしたいと考えております。

次に、下、6つ目の策定体制でございますが、学識経験者などの外部委員によります総合計画策定審議会や、職員によります策定委員会、さらに起案委員会、起案専門部会をこれまでどおり設置し、策定することとしております。

なお、次ページ、4ページのほうでございますが、策定体制をわかりやすく図示しておるところでございます。

以上のような策定方針に基づきまして、現在、策定作業を進めておるところでございます。

次に、資料2-1と2-2、黄色いほうでし

ておりますが、こちらのほうをごらんください。本日配付しております基本構想が、この総合計画のどの部分に当たるのかということをお説明したいと思います。

まず、ちょっと1枚めくっていただきまして、資料2-2と右上に書いてございますが、こちらの部分は現在の総合計画の体系図でございます。基本構想という部分につきましては、市の将来像、黄色で描いております基本目標、施策の大綱、この部分が基本構想の部分となるところでございます。

次に、表の2-1のほうをごらんください。こちらのほうは第2次総合計画の体系図を記載しております。現在の総合計画の体系と同じように、基本構想は、市の将来像、基本目標、施策の大綱で構成をしております。なお、将来像について、まだ決定しておりませんので、空欄になっておるところでございます。

基本構想は、この5つの基本目標のもとに、設定されました分野ごとの、その下の施策の大綱として、大まかに記載しているところでございます。

それぞれの施策の、より具体的なものにつきましては、その下の基本計画に記載するものとしております。

基本構想の策定に当たっては、昨年度実施いたしました基礎調査の結果を踏まえまして、現在の総合計画の考え方を今後も継承しつつ、新たな課題などを勘案し、作成することとしております。

それでは、済みません。資料3のほうをちょっとごらんください。資料3のほうをごらんください。

こちらにつきましては、現在の第2次の総合計画の検討状況について記載をしております。

検討の基本的な流れといたしましては、まず1枚目の1の部分で、総合計画起案専門部会、こちらのほうで検討し、内容の素案を策定いた

します。

続きまして、その下、網かけの2、総合計画起案委員会のほうで、政策調整審議員で構成しております、この起案委員会のほうで検討を重ね、総合計画の専門部会から上がってきたものを検討いたします。

その後、次ページのほうをあけていただきまして、次ページのほうをごらんください。3番目の網かけの部分でございますが、部長で構成します策定委員会で総合計画素案を検討いたしまして、総合計画の原案をこちらで策定をするというところになっております。

その次、4番目の策定審議会におきましては、この総合計画を外部委員の皆様へ審議していただきまして、市長に答申するというような流れで進めておるところでございます。

その下、今後の予定の部分でございますが、今後は、基本構想につきましては11月から12月にかけてパブリックコメントを実施いたします。また、30年3月の定例市議会において議決をいただきたいと考えておりますので、次回、12月議会につきましても状況を御報告していきたいと考えておるところでございます。

さらに、その下、基本計画につきましては、30年1月にパブリックコメントを実施し、30年の3月に、同じように、こちらの総務委員会のほうへ報告ということとさせていただきますと考えております。

なお、検討の状況、内容につきましては、後ほどごらんいただきたいと思っております。

続きまして、資料4の基本構想、こちらのほうを御準備ください。

まず、めくっていただきまして、目次をごらんください。

基本構想の構成につきましては、第1部序論、第2部本論という形で構成をしております。

序論につきましては、計画の目的や構成、計

画期間等の計画概要、本市を取り巻く社会情勢について記載をしております。

本論でございます部分につきましては、市の将来像、目標人口、基本目標、施策の大綱などを記載しておるところでございます。

それでは、2ページから3ページのほうをごらんください。

こちらに、計画策定の背景と目的、さらには性格、役割、右側のほうに、計画の構成、計画期間など記載しておりますが、この部分につきましては、先ほど説明をいたしました策定方針にも記載しておりますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、4ページをごらんください。

本市の概要について記載をしております。この部分についても、説明は省略させていただきたいと思っております。

続きまして、5ページから9ページに、人口、世帯などの推移、それらの推計値を記載しております。

ただし、8ページから9ページのところでございますが、世帯・就業人口の推計につきましては、まだ記載されておられませんので、今後、記載することとしております。また、人口推計につきましては、第2次計画の計画期間終了年度でございます2025年度の推計人口や世帯・就業人口の推計値をまだ記載しておられませんので、こちらも今後、記載することとし、次回、御報告をさせていただきたいと思っております。

続きまして、10ページから12ページのほうをごらんください。こちらにつきましては、本市を取り巻く社会情勢ということで記載をしております。

まず、10ページの一番上、1点目、人口減少と少子高齢社会が進行し、その後もその流れが続くため、対応が求められているということを記載しておるところでございます。

その下、2点目につきましては、教育を取り巻く環境が変化し、住民の生涯学習や余暇活動へのニーズも多様化しているため、生涯学習の環境づくり、生きがいくりの拡充が求められていることを記載しております。

3点目は、去年の熊本地震の被害により、復旧・復興プランの視点を踏まえた取り組みや災害に強いまちづくりが求められていることを記載しております。

11ページで、4点目が、観光面ではアジアなどの新興国の経済成長、国際観光需要の伸びなどによる国際化が進み、本市の地域資源を活用したまちづくりが求められていること、また、農林水産業、商工業においても、社会情勢の変化に応じた対応が求められていることを記載しております。

その下、5点目でございますが、地球温暖化・循環型社会への対応と自然との共生について、世界的な地球温暖化対策への対応、循環型社会形成の取り組み、本市が有する自然環境の保全などについての取り組みが求められていることを記載しております。

12ページのほうをお願いいたします。6点目でございますが、効率的で健全な行財政運営について記載しておるところでございます。

7点目につきましては、協働のまちづくりについて、今後も市民と行政との協働による取り組みが必要であるということを記載しております。

続きまして、13ページからが基本構想の本論となります。

14ページをごらんください。こちらのほうに市の将来像、目標人口・世帯数を記載いたしますが、こちらについては今後記載する予定でございます。

また、15ページをごらんください。こちらには、施策の体系図を記載しております。それぞれ、基本目標、さらに、それにひもづく施策

の大綱を記載しております。

次に、16ページと17ページをごらんください。こちらにつきましては、第2次の総合計画における基本目標を設定した考え方を記載し、具体的にそれぞれの基本目標を達成するためにどのような視点でどのような状況になるかを記載しております。記載している内容が施策の大綱とひもづいておりまして、18ページからのですね、記載しております施策の大綱にリンクしているというような書き方でございます。

16ページのほうをごらんいただきたいと思えます。まず、左上のところでございますが、基本目標、誰もがいきいきと暮らせるまちでございますが、人を支える視点で、誰もが人権を尊重すること、人権問題に関する教育・啓発活動の推進、子育て支援の充実、誰もが健やかに暮らせるまちづくりを目指し、施策の大綱を3つ設定しております。

18ページのほうをごらんください。

その施策の大綱3つのうちの一番上の部分、1点目でございますが、人権が尊重されるまちづくりということで、人権に関するさまざまな問題が存在し、近年では、新たな人権問題も発生しているため、人権問題に関する学習機会の提供や啓発活動を推進するとともに、あらゆる分野における男女共同参画を推進するというものでございます。

その下、2つ目の、安心して子どもを生み育てられるまちづくりにつきましては、出産や育児の不安や負担感が大きくなっているため、安心して子供を産み育てることができるような取り組みを推進するというような内容でございます。

3つ目、支え合い健やかに暮らせるまちづくりにつきましては、医療や介護を必要とする人、心に不調を抱える人、ひとり親家庭や生活困窮者などがふえているため、自立支援のため

の仕組みづくりや地域支え合い活動を推進するとともに、地域福祉の推進と支え合いを担う人材育成に努めるというような内容となっております。

16ページのほうに、もう一度お戻りください。

基本目標の下の段、2点目でございます。郷土を担い学びあう人を育むまちでございますが、人を育てる視点ということで、生きる力を身につけた未来を担う子供を育てるため、教育の充実と青少年の健全育成を推進するとともに、活気と元気に満ちあふれたまちをつくりまします。さらに、市民誰もが郷土に誇りと愛着を持つまちづくりを目指すということで、施策の大綱を4つ設定しております。

19ページのほうをごらんください。

基本目標、郷土を担い学びあう人を育むまちに対しましてでございますが、その施策の大綱の一つ、生きる力を身につけた未来を担う人づくりにつきましては、未来を担う世代の健全育成に取り組む必要があるため、子供たち一人一人の生きる力を育む学校教育を推進するとともに、青少年育成の取り組みを推進するというものでございます。

2つ目でございます。誰もが学べる生涯学習のまちづくりにつきましては、誰もが学び、発表することができるまちづくりが求められているため、学習に取り組める場や機会の提供に努めるとともに、人権教育の推進に努めるというものでございます。

3つ目、スポーツに親しむまちづくりにつきましては、市民の豊かなスポーツライフの実現を支援する必要があるため、地域スポーツの組織づくりなどの取り組みを進めるとともに、競技スポーツの競技人口拡大や競技力向上に取り組むというものでございます。

4つ目の、郷土の文化・伝統に親しむまちづくりにつきましては、豊かでゆとりある生活の

実現が求められているため、文化財の保存などを進めるとともに、新たな市民文化の創造に寄与するというものでございます。

お戻りいただきまして、17ページのほうをごらんください。

一番上の部分でございます。基本目標、安全・安心・快適に暮らせるまちでございますが、こちらは暮らしを支える視点といたしまして、災害に強いまちづくり、暮らしを支える社会基盤の整備、防犯体制の充実に努めるとともに、誰もが安全で安心して快適に住み続けられるまちづくりを進め、交通については、持続可能な公共交通体系の構築と地域間連携の推進を目指し、施策の大綱を4つ設定しているところでございます。

20ページのほうにお進みいただきまして、その施策の大綱4つのうちの一番上、1つ目でございます。災害に強く安全・安心なまちづくりでございますが、災害に強く安全で安心なまちづくりを進めるため、防災・消防体制の充実、防犯対策・交通安全の推進、地域と一体となった取り組みが重要であるため、自然災害に強い基盤整備や消防・防災・危機管理体制の充実を図っていくとともに、交通対策や防犯、消費生活の問題に対しては、その取り組みの充実を図るというものでございます。

続きまして、下の2つ目でございます。快適に暮らせるまちづくりでございますが、個性を生かしたまちづくりを進めることが重要であるため、特色を生かした土地利用の推進、計画的な道路、公園緑地、上下水道、情報通信基盤などの整備を進めるというものでございます。

3つ目、暮らしを支えるまちづくりでございますが、人と地域の交流が進むまちづくりが重要であるため、安全で円滑な道路網の充実による利便性の向上を図るとともに、交流拠点性を高めるために、新庁舎を核とした中心市街地における都市機能の強化、九州新幹線新八代駅周

辺の整備、南九州地域の国際物流、人流拠点としての八代港などの港湾施設の充実に努めるというものでございます。

次ページ、21ページの4でございますが、公共交通の充実したまちづくりにつきまして、公共交通は、市民の移動手段として重要な役割を担っており、市民生活の利便性を維持するため、公共交通の重要性が高まっているため、コンパクトなまちづくりに寄与する持続可能な公共交通体系の構築に努めるというものでございます。

もう一度、17ページのほうにお戻りいただきまして、真ん中の、地域資源を活かし発展するまちでございますが、活力を高める視点ということで、フードバレーやつしろ基本戦略構想の推進による、稼げる農林水産業の実現、地域産業の再生、発展による雇用の創出を図るとともに、多様な地域資源を生かしたにぎわい創出、八代港やスポーツを生かしたまちを目指しまして、施策の大綱を2つ設定しております。

22ページのほうにお進みいただきまして、その施策の大綱の1つ目でございます。活力ある産業と雇創出し魅力に満ちたまちづくりでございますが、農林水産業におきまして、生産、流通、担い手対策が課題となっているため、農林水産施策の充実に努め、フードバレーやつしろを目指します。商工業におきましては、商店街の空き店舗対策や地場産業の振興、雇創出の場の確保などが課題となっているため、企業の発展に必要な設備投資などの支援、人材の育成や雇創出の確保などの事業に取り組むとともに、立地的優位性を生かし、物流拠点機能や県南の商工業集積地としての役割を強化するというものでございます。

2つ目、交流人口の増加によるにぎわいのあるまちづくりでございますが、地域資源やスポーツを活用し、観光客の増加を図るとともに、クルーズ船寄港の経済効果などを中心市街地や

商店街の活性化に結びつけ、にぎわいと交流を創出することが求められているため、文化、伝統やスポーツを通じて、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図り、今後増加する外国人観光客をターゲットに、観光地づくりを進め、交流人口の拡大を図るというものでございます。

もう一度、17ページのほうをお願いいたします。最後でございます。

基本目標の、人と自然が調和するまちでございますが、環境をつくる視点ということで、高い環境意識を持った人づくり、自然と共生するまちづくり、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを目指しまして、施策の大綱を3つ設定しております。

23ページのほうをごらんください。

その施策の大綱の1つ目といたしまして、環境を支えるひとつづくりでございますが、良好な環境を保全していくためには、高い環境意識で、行動する人を育てていくことが重要であるため、環境意識の高揚を図るとともに、自主的な環境保全行動を促進するというものでございます。

2つ目、自然と共生するまちづくりでございますが、多様で豊かな自然は貴重な財産であるため、良好な地域環境や生活環境の保全、整備を進めるとともに、豊かな自然環境を守り育みながら、人と自然が共生していくまちづくりを進めるというものでございます。

3つ目、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりでございますが、日常生活や産業活動に起因する廃棄物問題や、地球温暖化問題などの地球規模の環境問題が顕在化しているため、ごみの減量化や資源のリサイクルの充実を図り、高度循環型社会の構築を目指すとともに、地球温暖化問題への対応として、省エネ、省資源対策を推進し、温室効果ガスの削減を図るというものでございます。

足早になってしまいましたが、以上が施策の

大綱の内容でございます。

先ほども申し上げましたが、この施策の大綱におきましては、余り具体的な内容は記載せず、具体的な内容は今後、策定を進めております基本計画において記載すべきものとして整理をしております。

基本計画につきましても、今後、策定組織において検討を進め、その状況を報告してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（前川祥子君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で第2次八代市総合計画の検討状況についてを終了いたします。

そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、しばらく小会します。

（午後0時53分 小会）

（午後1時03分 本会）

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

以上で、所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思っておりますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いた

しました。

これをもって総務委員会を散会いたします。

(午後1時04分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成29年10月16日

総務委員会

委員長